

町営レンタルハウス貸借農家募集

「町のハウスを借りて、施設園芸を実施したい、農業経営を向上させたい」と考えている意欲ある方を募集します。

申込み受付期間 令和8年2月9日(月)～令和8年2月27日(金)

1. 貸借期間

1号棟：1年間 令和8年7月10日～令和9年7月9日（予定）

※新規就農者は1年間のみ延長が可能

2. 貸借対象施設及び面積(奈半利町字妙見ノ西)

(1) 施設：奈半利町レンタルハウス本体、気候室、灌水設備、暖房設備等

(2) 面積：1号棟 1,036.8 m²(約10a)

(3) ビニール内張、消耗品、光熱水費、自らの過失によるものや簡易な修繕費等は、原則として自己負担とします。

3. 貸付条件

(1) 貸借金額 年額20万円とします（年度ごとに分割し2回払いとなります）。

(2) 使用目的 園芸作物を栽培して、販売することを目的とします。

(3) 高知県I o PクラウドSAWACHI（サワチ）に加入することとします。

4. 応募資格

(1) 町内に在住若しくは転入見込みの者。

(2) 18歳から60歳未満（基準日：令和8年4月1日）の農業に積極的に取り組む意欲のある者。

(3) 町内で農業に従事しており、新たに施設園芸に取り組みたいと考えている者。

(4) 家族が町内で農業を営んでおり、新たに施設園芸に取り組みたいと考えている者。

(5) 町内で農業を営んでおり、経営面積の拡大を実施したいと考えている者。

(6) 町内で施設園芸を営んでおり、自己の経営施設（ハウス）の修繕、老朽化のために代替え施設を求めている者。

(7) 新規就農者制度に理解がある者で、かつ本レンタルハウス内で実地研修を行うことに了解を得られる者。

(8) 奈半利町が指名又は派遣等を行う農業専門技術者の指導を受けることができる者。

(9) 町税等町に対する債務を滞納していない者。

奈半利町レンタルハウス



詳しくはこちらまで



奈半利町役場 地域振興課 (TEL 38-8182)